

個人住民税 Q & A

Q1 パート・アルバイトの給与収入（年間103万円以下）だけでも個人住民税はかかりますか？

所得税はかかりませんが、個人住民税はかかります。
下表をご参照ください。

年間（1月～12月）の給与収入額	住民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
	均等割	所得割			
～ 965,000円	非課税	非課税	非課税	○	×
965,001円 ～ 1,000,000円	課税	非課税	非課税	○	×
1,000,001円 ～ 1,030,000円	課税	課税	非課税	○	×
1,030,001円 ～ 1,409,999円	課税	課税	課税	×	○
1,410,000円 ～	課税	課税	課税	×	×

- 注1) 住民税（均等割）は、6,000円です。
注2) 住民税（所得割）及び所得税は、課税所得（所得－所得控除）>0の場合に課税されます。
注3) 上記表中「○」は、記載の控除を受けられることを、「×」は受けられないことを表しています。
注4) 住民税（均等割・所得割）は、扶養親族の数により上記の非課税となる給与収入額が変わります。
詳細は、「個人市民税（個人住民税）について」の「個人住民税が課税されない方」をご参照ください。

Q2 桑名市から転出しても、桑名市に個人住民税を支払うのですか？

個人住民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の住所地で課税されます。
例えば、平成29年1月2日以降に桑名市から転出された場合でも、平成29年度は、桑名市に個人住民税を納めていただくことになります。（転出先の市区町村では課税されません。）

Q3 死亡しても、個人住民税はかかるのですか？

個人住民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の住所地で課税されます。
従って、1月1日時点においてご存命の場合は、例え1月2日以降にお亡くなりになられても納税義務が消えません。
なお、納税義務は、相続人が承継することになるため、被相続人に係る個人住民税については、相続人に納めていただくことになります。

Q4 昨年と収入がほとんど変わらないのに、今年度の税金が高いのはなぜですか？

個人住民税の税額は、所得金額の大小だけでなく、所得控除（社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、扶養控除など）や税額控除（寄付金控除、住宅ローン控除など）の内容により変わってきます。
従って、ご自身の所得控除や税額控除の内容も合わせてご確認ください。

Q5 会社の給与から天引き（特別徴収）されているのに納税通知書が送付されてきたのはなぜですか？

給与所得以外の所得（不動産所得、配当所得、雑所得など）がある場合は、納税通知書が送付されることがあります。

なお、確定申告書又は個人住民税の申告書において、給与所得以外の個人住民税の納付方法について、「自分で納付」を選択されていない場合は、納税通知書が送付されることはありません。

※ 過年度分の税額に増額変更があった場合は、給与から特別徴収できないため、この場合には納税通知書が送付されます。

Q6 現在、給与から個人住民税が天引き（特別徴収）されていますが、会社を退職した場合はどうなりますか？

給与からの特別徴収は、当該年度の6月から翌年度5月までの12回に分けて納めていただいています。

従って、退職をされた場合は、翌年度5月までの残りの分を会社の給与から一括で納めていただくか、ご本人あてに請求（普通徴収）させていただくことになります。

なお、普通徴収の場合は、給与からの特別徴収のように毎月のお支払いではなく、まとめて請求されますのでご注意ください。（当該年度における普通徴収の納期が未到来の場合は、残りの期数に分けて請求されます。）

ただし、会社から退職にかかる異動届が桑名市に提出されないと、普通徴収に切り替わらず、ご本人あてに納税通知書が送付されません。

従って、これまで給与から特別徴収されていたにもかかわらず、数か月経っても納税通知書が送付されない場合は、お勤めされていた会社又は市役所税務課市民税・管理係（0594-24-1149・1150）までお問合せください。

Q7 再就職したため、給与からの特別徴収に切り替えて欲しいのですがどのようにしたらよいですか？

普通徴収から特別徴収に切り替えるには、お勤め先から「特別徴収への切替依頼書」を桑名市に提出していただく必要があります。

お勤め先の給与担当者にご相談ください。